

呼吸用保護具の管理

粉じん発生作業、有機

溶剤や特定化学物質取り扱い作業を行う際は、呼吸用保護具（マスク）を使用されていると思います。

昨今の化学物質の自律管理に関する法改正の流れの中で、リスクアセスメントの結果を踏まえマスクの使用を始める事業所が増えており、マスクの管理を行ったり、保護具着用管理責任者の選任をする必要が増えていきます。今回は保護具着用管理責任者やマスクの交換時期の考え方についてご紹介します。

【保護具着用管理責任者】

◇保護具着用管理責任者の職務

保護具の適切な選択、労働者の保護具の適正な使用、保護具の保守管理が職務となります。使用する化学物質の性状や種類に対応した保護具を選び、フィットテストなどで労働者の顔に適切に取付ができているか等を確認します。

◇選任が必要な時

1、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において保護具を使用することになった時
2、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合、作業環

境管理専門家が改善困難と判断した場合、又は作業環境管理専門家が改善可能とし、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行った結果、評価が第三管理区分から改善されなかった場合に呼吸用保護具を使用することとなった時

上記ケースに当てはまる場合は保護具着用管理責任者を選任する必要があります。

【マスクの交換時期】

化学物質取り扱い作業で使用されるマスクは防じんマスクと防毒マスクの2種類が多いと思います。防じんマスクは使い捨てタイプとカセット交換タイプ、防毒マスクはカセット交換タイプがあります。

◇防じんマスクの交換時期

使用限度時間が書かれているものもありますが、これは目安となります。防じんマスクは物理ろ過のため、吸気抵抗が大き

くなつたと感じたら目詰まりしてきていることになるので交換が必要になります。

◇防毒マスクの交換時期

防毒マスクは交換カセットの中に有害ガスを吸収する活性炭等の薬剤が入っており、そこに吸収することで空気を浄化しています。物理的なろ過ではない為、吸気抵抗も

通すと吸着しなくなるか、という破過曲線図というものがあります。実際に使用環境の空気中物質濃度を測る事により、使用マスクの破過時間（使用可能時間）を求めることができ、これにより交換時期を決めるとより安全に使用できます。

上記以外にも過大なばく露をしてしまった場合や汚れてしまった場合、また、破損してしまった場合などは交換が必要です。自社の作業や空気中の濃度を把握して、マスクの交換時期や目安を設定し、作業者が化学物質を吸引しないよう管理することが重要です。（株）アイエンス

名北労働基準協会
…関連講習のご案内…

(1)化学物質管理セミナー
R7.5/30開催(会員無料)
化学物質管理実施のための基礎知識

(2)化学物質管理者講習
R7.6/12開催(有料)

(3)保護具着用管理責任者教育R7.5/13開催(有料)

